

杉並区居宅介護支援事業の

手 引 き

令和3年4月

目 次

- 1 居宅介護支援事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P
- 2 居宅介護支援事業の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P
- 3 居宅介護支援サービスの開設までの流れ・・・・・・・・・・ 5P
- 4 更新について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
- 5 変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
- 6 廃止、休止、再開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
- 7 「緊急時における休業・療養期間中の特別連携」について・・ 7P

1. 居宅介護支援事業の概要

利用者が自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプラン（居宅サービス計画）を作成するほか、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うものです。

介護保険法の改正に伴い、平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から区市町村へ移行しました。平成30年4月1日以降、居宅介護支援事業の指定（更新）、廃止、休止、再開及び変更の届出等の手続きを行う場合、杉並区内に所在する事業所は杉並区に届け出るようになっていきます。

基本方針

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなりません。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなりません。
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければなりません。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、区市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければなりません。
- (5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。（虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務）
- (6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければなりません。

2. 居宅介護支援事業の基準

(1) 対象者

要介護1～5の方

(2) 利用定員等

特になし（利用者の数35人に対して介護支援専門員1人の配置が望ましい）

(3) 人員に関する基準

| 職 種 | 勤務形態および員数 | 必 要 資 格 |
|---------|---|--|
| 管理者 | <p>常勤・専従の者1人</p> <p>（当該事業所の介護支援専門員としての職務に従事する場合・同一敷地内の職務に従事する場合であって、特に当該居宅介護支援事業の管理業務に支障がないと認められる場合、兼務可）</p> <p>※1 介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との職務の兼務は認められません。</p> <p>※2 管理者は指定居宅介護支援事業所の営業時間中、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があります。</p> <p>※3 訪問系サービス事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は支障があると考えられるため適切ではありません。</p> | <p>主任介護支援専門員</p> <p>令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については当該管理者が管理者である限り、要件の適用を猶予します。ただし、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいとされています。</p> |
| 介護支援専門員 | <p>・常勤であるもの1以上</p> <p>常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。</p> | <p>介護支援専門員</p> <p>（介護支援専門員証の交付を受けた者・有効期間満了等により失効を受けていない者）</p> |

(4) 設備に関する基準

○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けること。

※ただし、区画が明確化されていれば他事業と同一事務室でも可。

○相談やサービス担当者会議等に対応する適切なスペースを確保すること。

相談のためのスペース等はプライバシーに配慮し、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

○居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保すること。(鍵付き書庫など)

※ただし、支障がなければ同一敷地内の当該他の事業所、設備等に備え付けられた設備及び備品等を使用することも可。

(5) 開設に際しての主な基準

① 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・職員の職種、員数及び職務内容
- ・営業日及び営業時間
- ・指定居宅会支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額
- ・通常の事業の実施地域
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

② 勤務体制の確保

○利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

○介護支援専門員の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)

③ 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日までは努力義務)

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的にも実施しなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とします。

④ 感染症の予防及びまん延防止のための措置（令和6年3月31日までは努力義務）

○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じ
なければなりません。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置そ
の他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」といいます。）を活用して行うこと
ができるものとします。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結
果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期
的に実施すること。

⑤ 掲示

○指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務
の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し
なければなりません。

（重要事項等を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、これをいつ
でも関係者に自由に閲覧させることでも可）

⑥ 虐待の防止（令和6年3月31日までは努力義務）

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければな
りません。

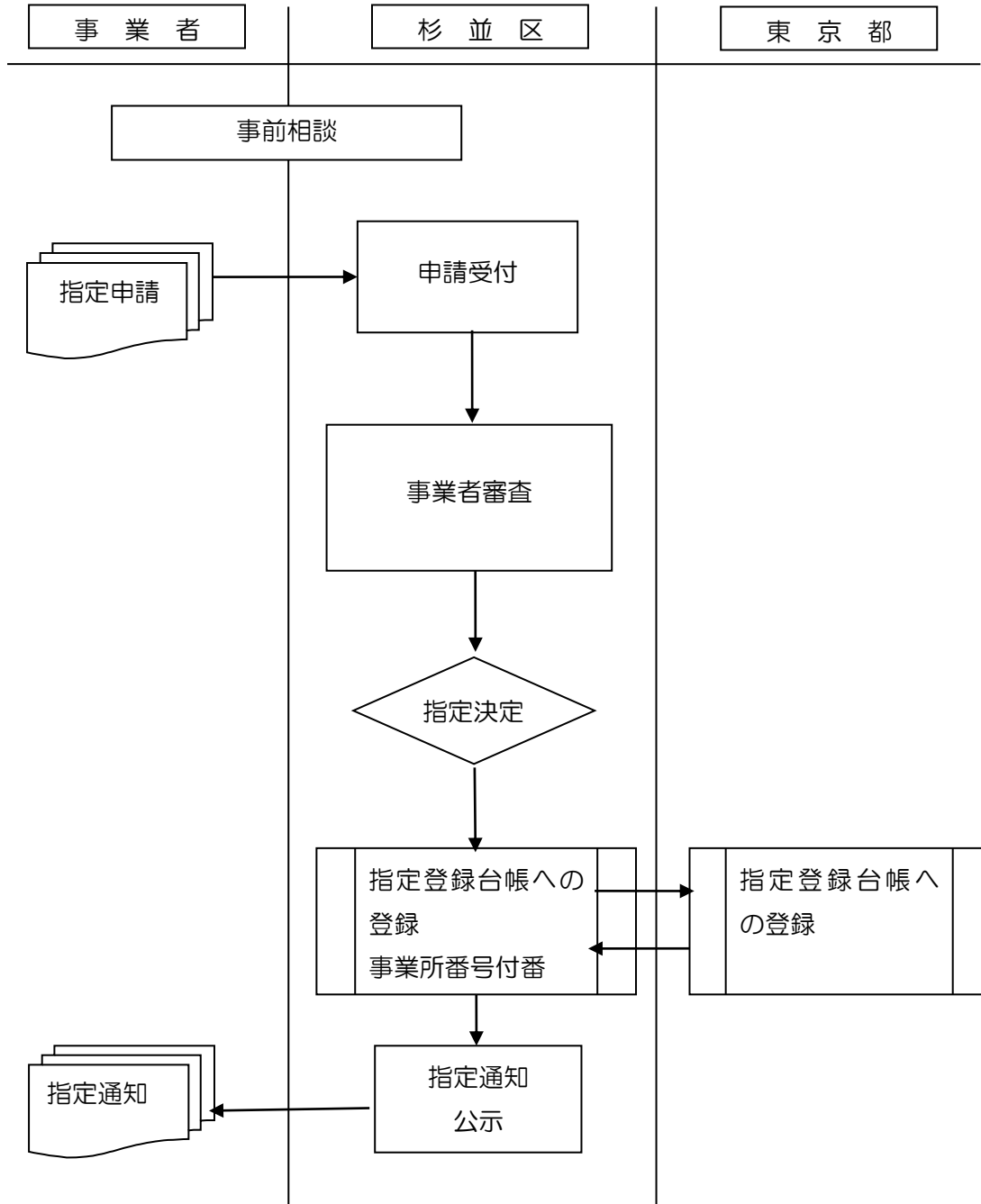
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと
ができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支
援専門員に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的にも実施すること。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3. 居宅介護支援サービスの開設までの流れ

※時期については指定日を基準とする。

| 時 期 | 実施事項 | 説 明 | 担当窓口 |
|---------|----------------------|---|-------------------------|
| | ①事前相談 | <p>事業を計画する際は、当該地域の状況、設備・運営基準、事業者指定等について右記までご相談ください。</p> <p><u>なお、開設にあたっては、必ず来所の上、事前相談においてください。その際は、電話等で来所のご予約をお取りください。</u></p> | 介護保険課 事業者係 (東棟3階) |
| | ②法人格の取得及び定款等の変更 | <p>居宅介護支援事業を行うには、法人格を有することが必要です。未取得の場合は、株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の設立基準に則り法人格取得の準備を進めてください。</p> <p>また、定款の事業目的の中に必ず居宅介護支援事業の運営を明記してください。既存法人においては、明記がない場合、定款等の変更の許可手続き等が必要となります。</p> | 法人格の取得 (登記等) |
| | ③開設準備（着工・書類整備・職員募集等） | 運営基準等を遵守のうえ、書類の整備、運営に関する組織体制の構築、職員配置計画を進めてください。 | |
| 約2～3ヶ月前 | ④区へ申請・届出 | <p>区へ関係書類をそろえて提出します。(書類の不備等の修正の期間も必要ですので、早めにご提出ください。)</p> <p><u>受付期日は、指定日によって異なります。(時期については各年度変わりますので、担当までお問い合わせください。)</u></p> | 介護保険課 事業者係 (東棟3階) |
| | ⑤竣工・改修工事完了 | 新築・改修工事を行う場合については、指定日前には竣工し、必要な備品を設置してください。確認できない場合などは指定を行いません。 | |
| | ⑥指定および告示 | 区は文書で審査結果および指定通知を送付し、指定事業者の告示を行います。 | 介護保険課 事業者係 (東棟3階) |

【 参考 】 指定事務の流れ



4. 更新について

介護保険法により指定居宅介護支援事業所の指定は、6年毎にその更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。指定の有効期間内に更新の申請を行う必要があります。

更新申請の書類等は指定申請と同様のものが必要になります。

お問い合わせは、指定申請窓口の介護保険課事業者係までお願いします。

5. 変更について

指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、10日以内に、届出が必要になります。

介護給付費の算定に係る変更届は、変更予定日の前月15日までの届出が必要になります。

詳しくは、杉並区ホームページの居宅介護支援事業所 変更届のページをご覧ください。

6. 廃止、休止、再開について

指定居宅介護支援事業者は、当該居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに届出が必要となります。

廃止・休止・再開のお問い合わせは、指定申請窓口の介護保険課事業者係までお願いします。

7. 「緊急時における休業・療養期間中の特別連携」について

杉並区では医師会、杉並区ケアマネ協議会と連携し、指定居宅介護支援事業者に対して緊急時におけるケアマネジメント業務を支援する仕組みを導入しています。

この制度を活用する場合は、事前に利用者からの同意が必要です。詳しくは杉並区ケアマネ協議会のホームページをご覧ください。